

文部科学省

障害保健福祉関係主管課長会議

平成23年2月22日（火）

特別支援教育行政の現状と課題

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

特別支援教育の対象の概念図

[義務教育段階]

義務教育段階の全児童生徒数 1074万人

重
↑
障害の程度
↓
軽

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

0.58%
(約6万2千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

1.26%
(約13万5千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 自閉症
聴覚障害 情緒障害
肢体不自由 学習障害 (LD)
病弱・身体虚弱 注意欠陥多動性障害 (ADHD)
言語障害

0.50%
(約5万4千人)

2.34%
(約25万1千人)

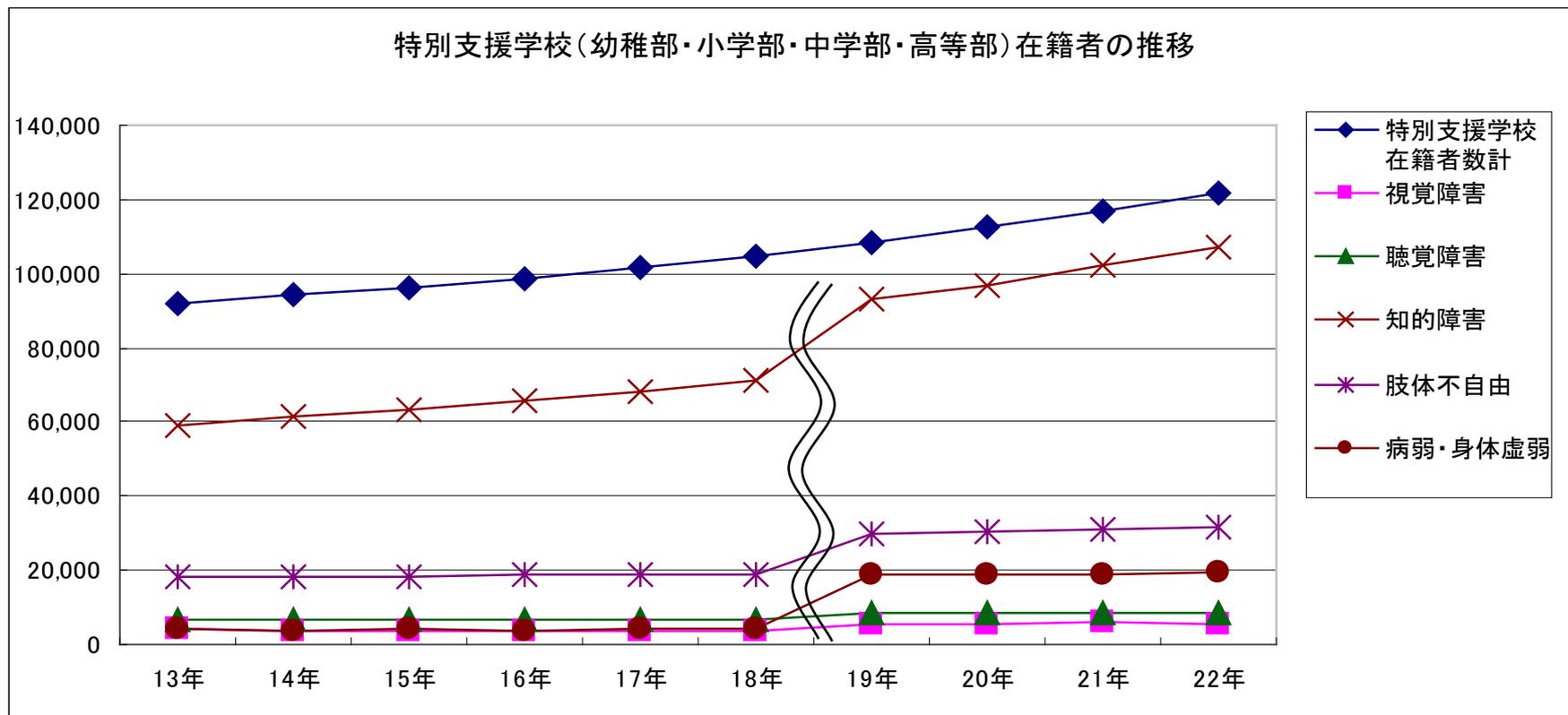
※1
LD・ADHD・高機能自閉症等
6.3%程度の在籍率 ※2

※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害
ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害
※2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

(※2を除く数値は平成21年5月1日現在)

特別支援学校の現状（平成22年5月1日現在）

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

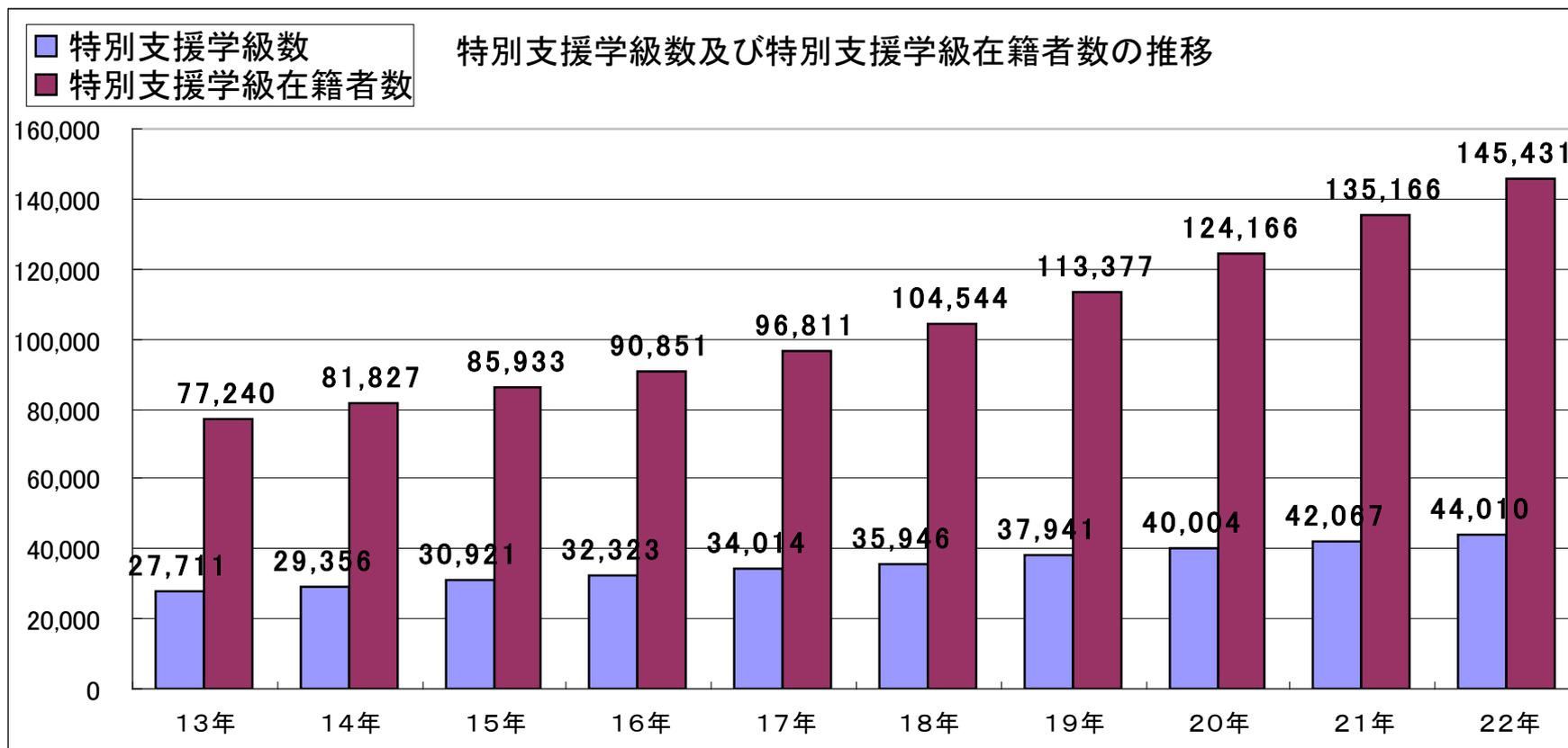


	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	116	656	296	131	1,039
在籍者数	5,774	8,591	106,920	31,530	19,337	121,815

※注：平成19年度以降の数値は、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、幼児児童生徒の障害種は学級編制により集計し、学校数については、対応している障害種毎に集計した。そのため、重複障害学級在籍者および複数の障害種に対応している学校についてはそれぞれの障害種に重複してカウントしているため、各障害種の数値の合計は特別支援学校の計とは一致しない。

特別支援学級の現状(平成22年5月1日現在)

特別支援学級は、障害の比較的軽い子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

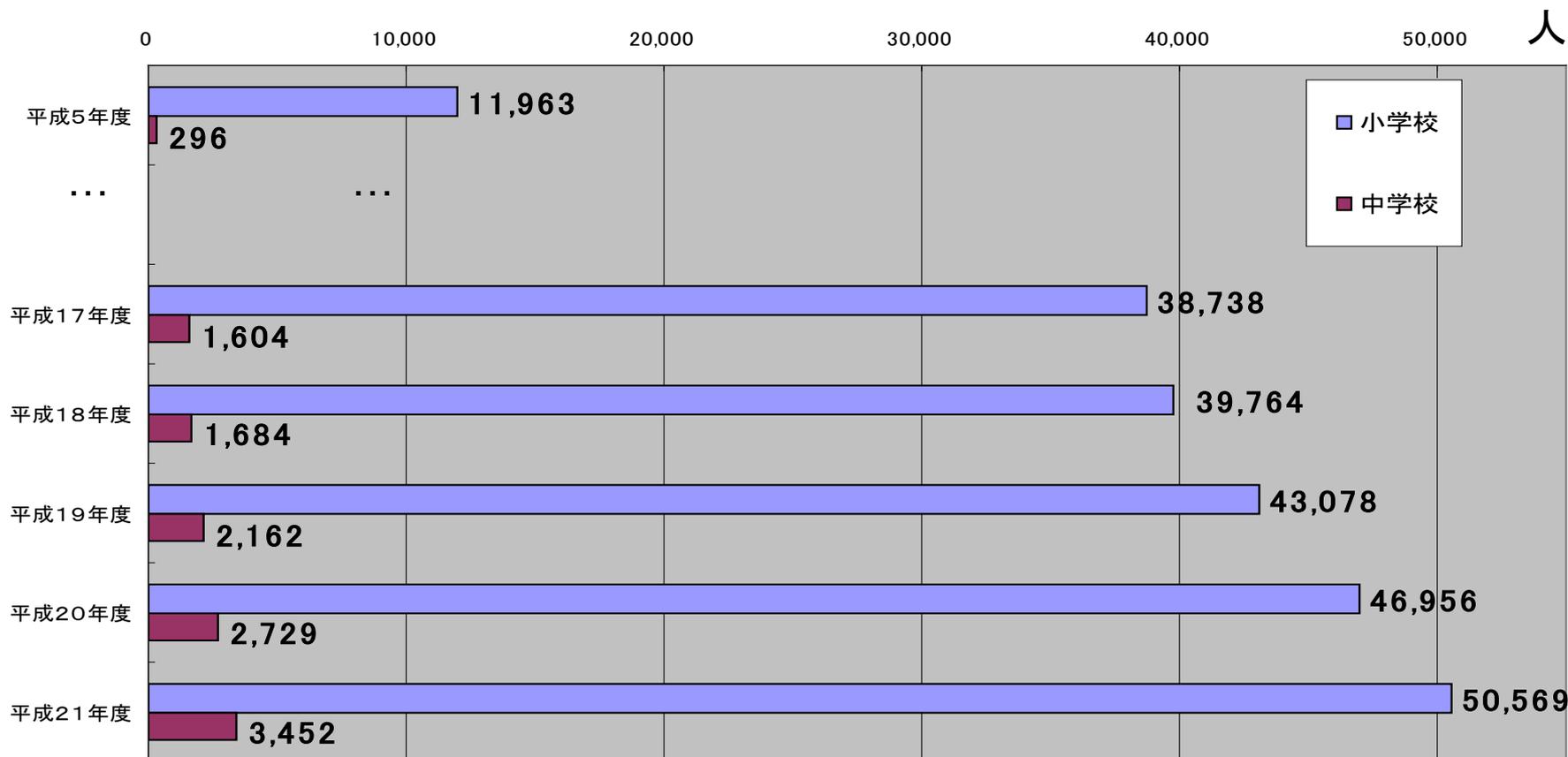


	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	22,416	2,567	1,190	309	750	507	16,271	44,010
在籍者数	80,099	4,265	2,129	373	1,262	1,521	55,782	145,431

通級による指導の現状

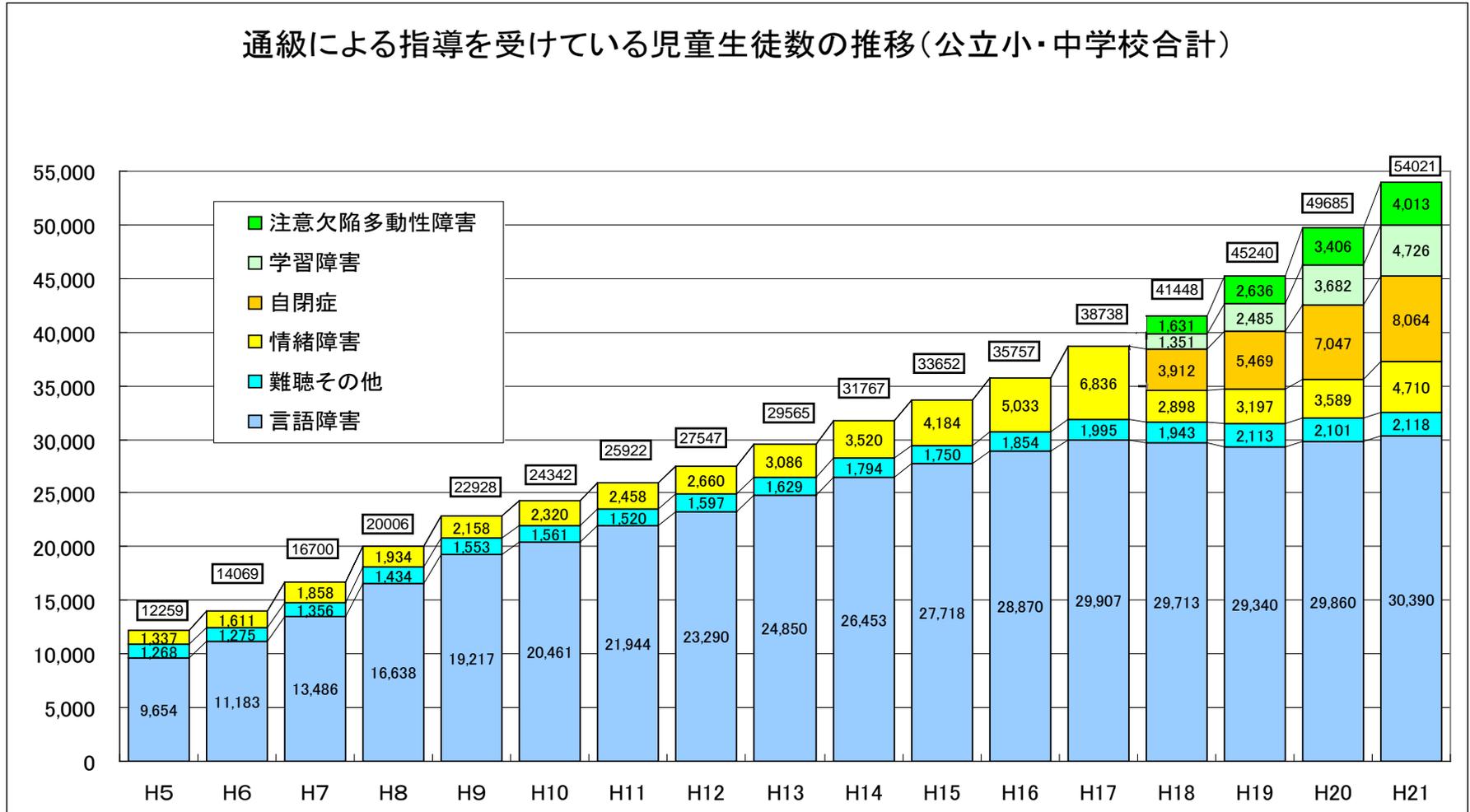
通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、弱視、難聴などである。

通級による指導対象児童生徒数の推移



※ 各年度 5月1日現在

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

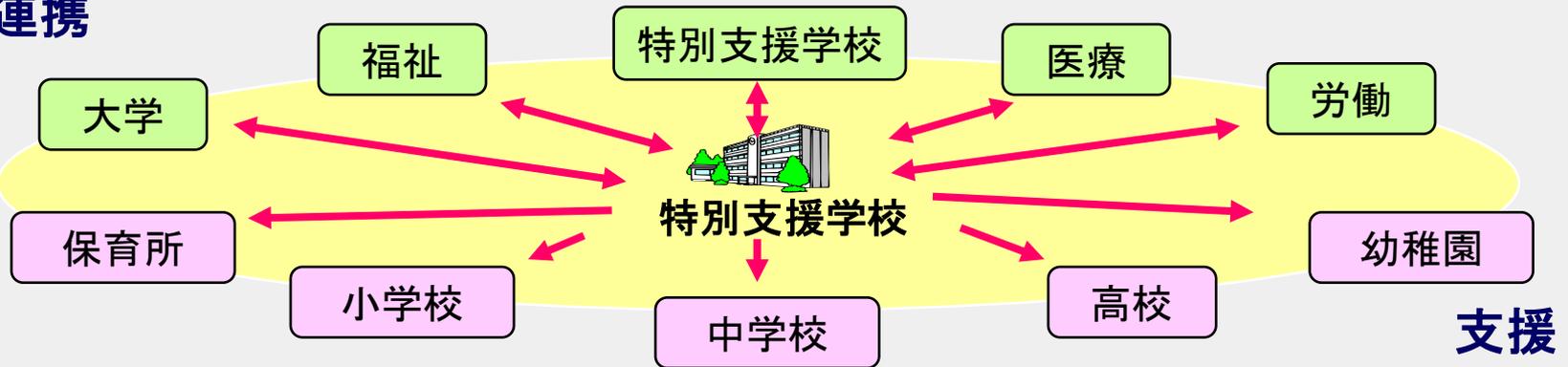
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

特別支援学校のセンター的機能

学校教育法等の一部改正(H19.4~)

特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う

連携



センター的機能の具体例

- ①小・中学校等の教員への支援
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ③障害のある児童生徒等への指導・支援
- ④福祉、医療、労働関係機関等との連絡・調整
- ⑤小・中学校等の教員に対する研修協力
- ⑥障害のある児童生徒等への施設設備等の提供

学習指導要領の改訂

(1) 小・中学校学習指導要領(平成20年3月告示)

【改訂のポイント】

- ・学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
- ・一人一人の実態等に応じた指導の充実
- ・交流及び共同学習の推進

<中学校学習指導要領> (小学校学習指導要領もほぼ同旨)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(8) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

<中学校学習指導要領解説 総則編>

第3章

第5節 8 障害のある生徒の指導

中学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある生徒とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある生徒が在籍していることがあり、これらの生徒については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。

(2) 特別支援学校学習指導要領等(平成21年3月告示)

1. 今回の改訂の 基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校
及び高等学校の教育課
程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多
様化に対応し、一人一人
に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進す
るため、職業教育等を充
実

2. 主な 改善 事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校(知的障害)における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

○学習指導要領の実施時期

小学校・中学校・高等学校学習指導要領等の実施スケジュールに準拠

新学習指導要領等の実施スケジュール

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
* 幼稚園 (幼稚園部)	告示 周知・徹底	全面実施				
* 小学校 (小学部)	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 算数、理科	全面実施		
* 中学校 (中学部)	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 数学、理科	全面実施		
高等学校 (高等部)	告示	周知・徹底	先行実施	総則等	先行実施(学年進行) 数学、理科	学年進行 で実施

(*注: 特別支援学校幼稚園部・小学部・中学部の学習指導要領告示は平成21年3月)

障害のある児童生徒に係る学習評価の在り方

- 児童生徒の障害の状態等を十分理解しつつ、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握する工夫が必要
- 学習指導要領に定める目標に準拠して評価を行うこと、学習指導と学習評価を一体的に進めることなど、学習評価の基本的考え方は同じ

現 状

- 特別支援学校や特別支援学級に在籍したり、通級による指導を受けたりする児童生徒の増加
- 障害の重度・重複化，多様化

新しい学習指導要領

- 特別支援学校に在籍するすべての児童生徒について個別の指導計画の作成を義務付け
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習を推進



【特別支援学校に在籍する児童生徒に係る学習評価】

- ・ 個別の指導計画に基づいた学習の状況や結果を評価
- ・ 指導要録については、原則として小・中学校の指導要録の改善に対応した改善を行うとともに、知的障害の場合には引き続き一人一人に設定する指導内容や教育課程を踏まえて記述
また、交流及び共同学習に関しては、相手先の学校名や実施内容、成果等を記述

【小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒に係る学習評価】

- ・ 特別支援学級の児童生徒については、特別支援学校における評価方法等を参考
- ・ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒については、通級による指導の内容や効果的と考えられる指導方法等を記述

特別支援教育係る施策～平成23年度特別支援教育関係予算～

35人以下学級の推進による教職員定数の改善 (平成23年度 義務教育費国庫負担金予算案)

▼ 趣旨

平成23年度予算案 1兆5,666億円(対前年度 ▲271億円)

新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応し、教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保することにより、子どもたちの個性に応じたきめ細やかで質の高い教育の実現が急務。
このため、35人以下学級については、平成23年度は小学校1年生について制度化する。

学級編制の標準の引下げは、現行の40人学級がスタートした昭和55年以来、30年ぶり

▼ 23年度予算案の概要

小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な4,000人の教職員定数を措置するため、純増300人を含む2,300人の定数改善を行う。

教職員定数は、平成22年度に引き続き純増→2年連続の純増は、平成3年度以来、20年ぶり

※既に地方自治体において少人数学級に使われている加配定数1,700人分を活用。
※少人数指導や通級指導などを実施するための加配定数は引き続き維持。

【23年度予算案 4,000人の内訳】

- ①小学校1年生の35人以下学級の実現 3,770人
 - ②35人以下学級の実施に伴う教職員配置の充実 230人
- ・副校長・教頭の配置の充実(100人)
 - ・生徒指導(進路指導)担当教員の配置の充実(30人)
 - ・事務職員の配置の充実(100人)

加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のため、少人数指導等の実施、
 いじめや学級不登校等の基的指導の校数と抱え別例的に解決の
 ため、必要となる。実施の措置

平成23年度予算(案)における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどきめ細かな指導方法改善	39,423人
<u>通級指導対応</u> (法15条2号)	<u>比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導対応</u>	<u>4,340人</u>
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校 の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	6,677人
主幹教諭の配置 (法15条3号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,448人
研修等定数 (法15条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	5,484人
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	282人
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	279人
事務職員 (法15条4号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	872人
合 計		58,805人

子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

平成23年度予算額(案)：7,987百万円(前年度予算額：7,973百万円)

～特別支援教育の理念～

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

特別支援教育推進のための実践研究の実施・成果普及

特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の推進



居住地の小・中学校との交流及び共同学習の先進実践事例の集積・提供



教育課程の編成等についての実践研究の推進

障害の重度・重複化や多様化への対応、職業教育の改善、自閉症児への対応等

特別支援学校等

特別支援教育推進のための体制整備

特別支援教育総合推進事業 予算額(案)：253百万円(305百万円)

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施することにより、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進する。また、高等学校における発達障害のある生徒への支援体制を強化する。



地域住民への理解・啓発

特別支援教育推進地域(都道府県等)



外部専門家による巡回指導



特別支援連携協議会



教員研修(幼小中高)

グランドモデル地域

【乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援】



保健、福祉、医療機関との連携



就学指導・就学相談の充実

市町村教育委員会が中心となり、就学指導コーディネーター等を活用した就学指導・就学相談の充実



相談支援ファイルの活用

民間企業 NPO 研究機関等

民間組織等と連携した特別支援教育の推進

教科用特定図書等普及推進事業 予算額(案)：125百万円(157百万円)

障害のある児童及び生徒が十分な教育を受けることができるように、多くの弱視児童生徒のニーズに対応した標準規格に基づく拡大教科書等の普及促進等を図る。

民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業 予算額(案)：26百万円(40百万円)

小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書や教材、その支援技術に関する研究等を実施する。23年度は特に普及・運用の在り方等について研究を実施。

特別支援教育就学奨励費負担等 予算額(案)：7,583百万円(7,471百万円)

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その経済的負担能力に応じ、就学に必要な通学費・教科用図書購入費等を補助



保護者への支援

研究・普及

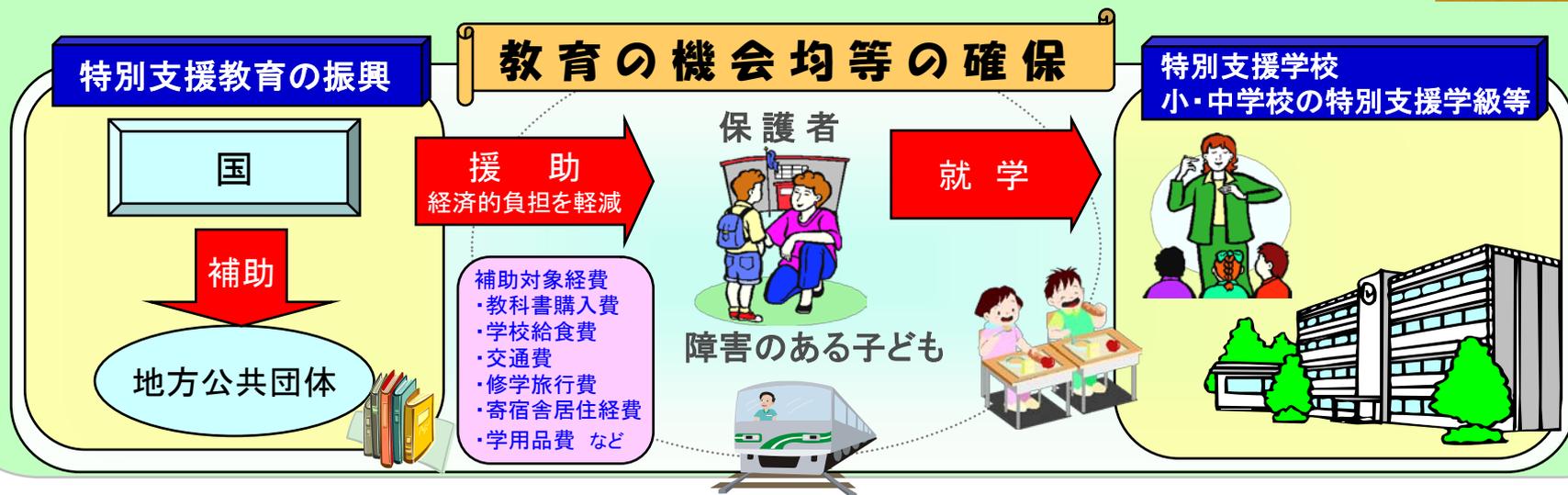


特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

- 特別支援教育就学奨励費 **負担金** 平成23年度予算額（案） 4,875百万円（前年度予算額 4,686百万円）
公立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 **補助金** 平成23年度予算額（案） 2,249百万円（前年度予算額 2,320百万円）
公立の特別支援学校の幼稚部及び高等部（専攻科）並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 **交付金** 平成23年度予算額（案） 459百万円（前年度予算額 465百万円）
国立大学法人附属の特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助

平成23年度予算額（案） 7,583百万円（前年度予算額 7,471百万円）



特別支援教育総合推進事業

平成23年度予算額(案)：252,722千円（前年度予算額：304,979千円）

～特別支援教育の理念～

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

特別支援教育推進のための実践 研究の実施・成果普及

特別支援学校等

特別支援学校と小・中学校との 交流及び共同学習の推進



居住地の小・中学校との交流
及び共同学習の先進実践事例
の集積・提供

教育課程の編成等についての 実践研究の推進

障害の重度・重複化や多様化への
対応、職業教育の改善、自閉症児への
対応等

研究・成果の普及

自立と社会参加に向けた指導・支援の充実・改善を
図るため、交流及び共同学習(特に、いわゆる居住
地校交流)の推進など、特別支援学校等において
実践的な研究及び成果普及等に取り組み、もって
特別支援教育の充実に資する。

センター的機能等



相談支援ファイルの活用

特別支援教育推進のための体制整備

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施し、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進する。また、高等学校における発達障害のある生徒への支援体制を強化する。

特別支援教育推進地域(都道府県等)



地域住民への理解・啓発



外部専門家による巡回指導



特別支援連携協議会

グランドモデル地域

【乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援】



保健、福祉、医療機関との連携



就学指導・就学相談の充実

市町村教育委員会が中心とな
り、就学指導コーディネーター
等を活用した就学指導・就学相
談の充実



教員研修(幼小中高)

高等学校における発達障害 のある生徒への支援

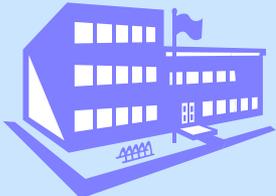


民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業

平成23年度予算額（案）：25,512千円（40,175千円）

小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書等や教材、その支援技術に関する研究を実施する。また、就労支援など特に課題とされている分野等について先導的な取組を行っているNPO等民間団体に対し、実践研究を委託する。

文部科学省



委託

5団体へ
研究委託

成果報告

教育現場へ
成果を普及



<期待される効果>

- 障害のある児童生徒の教科学習等における困難の改善、学習意欲や学力の向上、自立と社会参加の促進
- 民間団体と連携した特別支援教育の推進

■発達障害等の障害特性に応じた教材・支援技術等の実証研究

大学等を対象に、発達障害等の子どもの障害特性に応じた教科用特定図書等の普及・運用の在り方についての実証的研究を行い、発達障害等のある児童生徒の困難の改善を図る。23年度は、これまでの研究で得られた教科用特定図書等や教材、支援技術の効果的な機能についての基礎的なノウハウを踏まえ、今後の教科用特定図書等に関する全国への普及・運用の在り方について調査研究を実施する。

【研究内容】

- ・ 発達障害等の障害特性に応じた教科用特定図書等や教材の普及可能性
- ・ 教科用特定図書等や教材の運用に際しての配慮
- ・ 教科用特定図書等や教材を使用した効率的な指導方法 等



■特別支援教育に関するNPO等の活動・連携の支援に関する実践研究

障害のある児童生徒への教育支援活動を行うNPO等民間団体を対象に、以下の内容等に関する研究を委託し、団体間の連携、多面的な支援体制の構築等を図る。

【研究内容】

- ・ 就労支援、発達障害児への学習支援等特に課題とされている分野
- ・ 団体間の効果的な連携の在り方
- ・ 遠隔地・過疎地等における支援活動の在り方 等



特別支援教育支援員の地方財政措置について

【23年度措置予定額：約443億円(22年度措置額：約435億円)】

「特別支援教育支援員」は、幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、児童生徒の健康・安全確保、周囲の児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費(新規・拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成23年度	平成22年度
幼稚園【拡充】	約4,300人	約3,800人
小・中学校	約34,000人	約34,000人
高等学校【新規】	約500人	—
合計	約38,800人 (事業費:約443億円)	約37,800人 (事業費:約435億円)

中央教育審議会初等中等教育分科会 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」について

1 趣旨・目的

障害者の権利条約に関する条約(平成19年9月日本政府署名、以下「権利条約」)の批准に向けた国内法令の整備等について、現在全閣僚による「障がい者制度改革推進本部」及びその下に設置された「障がい者制度改革推進会議」における議論・検討が進められている。同会議の「第一次意見」(6月7日取りまとめ)を踏まえた閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日)において、「(前略)権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に(中略)制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。」との方針が盛り込まれたことを踏まえ、初等中等教育分野におけるこれら課題に係る審議検討を行うことを目的として、平成22年7月12日に中央教育審議会初等中等教育分科会に標記特別委員会を設置した。

2 主な検討事項

- (1) インクルーシブ教育システムの構築という権利条約の理念を踏まえた就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革
- (2) 上記制度改革の実施に伴う体制・環境の整備
- (3) 障害のある幼児児童生徒の特性・ニーズに応じた教育・支援の実施のための教職員等の確保及び専門性の向上のための方策
- (4) その他

中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
青山 彰	東京都立竹台高等学校長、全国高等学校長協会会長
安彦 忠彦	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
○石川 准	静岡県立大学国際関係学部教授、NPO法人全国視覚障害者情報提供施設協会理事長
大久保 常明	社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会常務理事
太田 裕子	品川区立鈴ヶ森小学校長（前・東京都教育庁指導部副参事）
大南 英明	全国特別支援教育推進連盟副理事長
岡上 直子	全国幼児教育研究協議会副理事長、練馬区立光が丘さくら幼稚園長（前・全国国公立幼稚園長会会長）
尾崎 祐三	都立南大沢学園特別支援学校長、全国特別支援学校長会会長
乙武 洋匡	作家、前杉並区立杉並第四小学校教諭
貝谷 久宣	社団法人日本筋ジストロフィー協会理事長、医療法人和楽会理事長
河本 眞一	中野区立桃園小学校長、全国特別支援学級設置学校長協会会長
北住 映二	心身障害児総合医療療育センターむらさき愛育園長、一般社団法人日本小児神経学会 社会活動委員会副委員長
木舩 憲幸	広島大学大学院教育学研究科教授
清原 慶子	三鷹市長
齋藤 幸枝	特別区教育長会会長、全国心臓病の子どもを守る会会長
佐竹 京子	全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会事務局長、全国障害種別PTA会長連絡協議会世話人
品川 裕香	教育ジャーナリスト、発達性ディスレクシア研究会理事
新藤 久典	新宿区立西戸山中学校長、全日本中学校長会会長
杉山 登志郎	浜松医科大学児童青年期精神医学講座特任教授
高橋 健彦	茨城県東海村教育長、全国町村教育長会長
中澤 恵江	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所企画部上席総括研究員
中村 文子	NPO法人若駒ライフサポート理事、NPO法人東京都自閉症協会前理事（元・全国知的障害特別支援学校PTA連合会会長）
久松 三二	財団法人全日本ろうあ連盟事務局長
◎宮崎 英憲	東洋大学文学部教授
向山 行雄	中央区立泰明小学校長、全国連合小学校長会長
山岡 修	日本発達障害ネットワーク副代表、全国LD親の会理事
山口 利幸	長野県教育委員会教育長

（◎：委員長、○：委員長代理）

（平成22年10月25日現在）

中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理概要(平成22年12月24日)①

1. インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について

- インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念とそれに向かっていく方向性に賛成。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて望ましいと考えられる。同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。
- インクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方については、短期と中長期に整理し段階的に実施していくことが必要。

中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理概要(平成22年12月24日)②

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、また、本人・保護者、学校、教育委員会が円滑に合意形成を図るため、医療や福祉の関係部局等との連携を図りながら、障害のある子どもの教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行うことが必要。
- 就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定。本人・保護者と教育委員会、学校等の意見が一致しない場合の調整の仕組みについて、今後、検討していくことが必要。
- 就学先決定後も、継続的な教育相談を行い、個別の教育支援計画を見直す中で、柔軟に就学先の見直しを図り適切な支援を行っていくことが適当。
- 市町村教育委員会は、障害のある子ども本人・保護者に対して十分な相談・情報提供ができる体制を整備することが必要。その支援のために都道府県教育委員会は、専門的な相談・助言機能を充実・強化することが必要。

中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理概要(平成22年12月24日)③

3. インクルーシブ教育システムを推進するための人的・物的な環境整備について

- 発達障害も含め、特別支援教育の更なる充実のため、現場での意識改革、指導方法の充実、人的・物的な環境整備等が必要。
- 合理的配慮については、ソフト・ハードの両面が必要であり、今後、障害種別の内容も含めて一層の検討が必要。
- 特別支援学校と幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習を一層推進するとともに、例えば、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍を持たせるなど一層の工夫が必要。
- 特別支援学校のセンター的機能を一層活用することが必要。

4. 教職員の確保及び専門性向上のための方策について

- インクルーシブ教育システムの構築のため、教職員の確保や教員の専門性の向上を図るための具体的方策として、大学での教員養成の在り方、管理職を含めた現職教職員の研修体系、採用・配置などについて、今後検討していくことが必要。